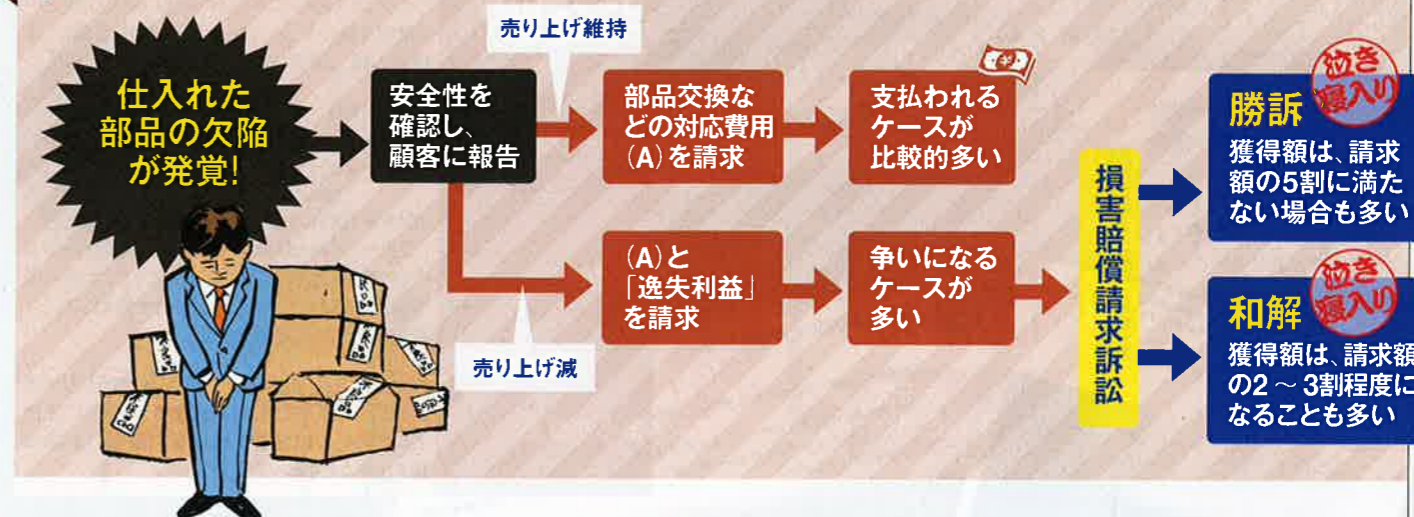


訴えたらどうなる



品質問題が産業界を揺るがしている

不祥事を起こした企業	概要
神戸製鋼所	2017年10月に製品のデータ改ざんが分かり、トヨタ自動車やマツダなどが独自に安全性を検査
日産自動車	2017年9月に完成車の不正検査が発覚。出荷停止で、生産ラインを止めたサプライヤーも
フレッシュコーポレーション	2017年8月、埼玉県熊谷市の店舗で販売した総菜を食べた客がO157に感染。出荷元の食品加工工場が感染源と疑われ、風評被害に遭う
三菱自動車	2016年4月に燃費試験の不正が発覚。生産停止のあおりを受け下請け部品メーカーが倒産
タカタ	2014年にエアバッグに欠陥が見つかり、自動車メーカーが調査、リコールを実施

10月13日、神戸製鋼所の川崎博也会長兼社長(中央)は品質データ改ざん問題について陳謝した

PART 対新リスク、「法廷対決」の現実

# 必ずしも正義が勝つとは限らない

経営環境の変化で新たに出現した6つのリスクは、業績好調な企業すら窮地に追い込む。だが、法治国家の最終解決手段、裁判は、新たなリスクに対し必ずしも有効とは言えない。正義が勝つとは限らない日本の裁判。そうになってしまう理由を解説する。

新経営リスク①

## 無責任な取引先

「神戸製鋼の信頼はゼロになった」。10月12日、品質データ改ざん問題を受け、神戸製鋼所の川崎博也会長兼社長は、顔を紅潮させ目に涙を浮かべながら報道陣の前でこう語った。同社が、アルミ・銅製品の強度などのデータを改ざんしていた事実を公表したのは10月8日。11日、13日、26日には主力の鉄鋼製品などでも不正があったことが相次いで発覚した。改ざんは数十年前から続いていた可能性も指

摘されており、事実とすれば「無責任企業」のそしりは免れない。

### 泣きたいのはむしろ被害企業

トヨタ、ホンダ、日産、JR、三菱重工など幅広い産業に激震が走った神鋼ショック。一連の騒動を受け、本当に泣きたいのは、川崎社長ではなく、当初発表の200社から国内外の500社余りまで拡大した被害企業だ。

極論すれば不良品を交換すればよか

ったタカタの欠陥エアバッグ事件などと異なり、今回の問題箇所は原材料。安全性一つとってもその不良が製品全体にどれほど影響を与えるのかは解析が難しい。このため「例えば乗り物の構造部品に問題の原材料が使われていた場合、使われている部分を丸ごと取り換えたほうが早い」(企業法務に詳しい弁護士法人プロシードの多田猛弁護士)。

当然、交換費用は、まずは問題の原材料をあてがわれた自動車メーカーや鉄道会社が負担することになる。「大口顧客では、対応にかかる費用だけで数十億円の損失が発生する恐れがある。自社製品の信用までも低下して売上げが落ち、逸失利益も出かねない」。あ

る証券アナリストはこう予測する。ここで多くの人は、「損失が出たとしても自社に非は全くないのだから、後で訴訟を起こし、逸失利益を含む被害総額を神戸製鋼から取り立てればよい」と思うだろう。だが、日本の裁判システムはそこまで甘くない。

一般的に、無責任な取引先を法廷で追及する際は「損害賠償請求訴訟」を起こすことになる。ただ、今回取材した弁護士の見解を総合すると、勝訴しても獲得できる金額は請求額の50%程度、和解の場合は20~30%程度という。一方で、弁護士に、請求額の5%程度とされる着手金と、獲得金額の10%程度の成功報酬を支払わねばならないから、最終的に手に入るのは、最悪の場合、請求金額のわずか1割程度、うまくいっても4割程度になる。

神戸製鋼やタカタに限らず、この10年、取引先の過失で罪なき企業が被害を受ける事件が増えた。が、その損害を法廷で取り返そうとしても「企業間損害賠償請求の基本的な構図は変わらない」(企業間トラブルに詳しい林総合法律事務所の大城章顕弁護士)。

例えば、今年8月、群馬、埼玉両県で起きたO157(腸管出血性大腸菌)事件。フレッシュコーポレーション(群

馬県太田市)が運営する総菜店「でりしやす」のポテトサラダなどを食べた人がO157に感染した事件だったが、感染者と同じくらい被害を負ったのが、総菜を出荷していた食品加工会社だ。最終的に保健所の調査などで、加工会社には問題がないことが判明したにもかかわらず、当初、工場が感染源のように実名が出回り、風評被害を受けた。

事態の収束が遅れ、加工会社が逸失利益を含め多額の損失を負っていたら、損害賠償請求によってフレッシュコーポレーションからその補償を十分に受け取れていたのか。「答えは当然、ノー」(多田弁護士)だ。

### 加害企業に優しい日本の裁判

無責任な取引先への訴訟が有効に機能しない理由は2つある。一つは、取引先の行動で実際にいくらの逸失利益が生じたのかの証明が難しいことだ。「取引先の不祥事発覚後に自社の売上げが減っても、全てが事件の影響と認められることは日本ではまずない。市況や競合製品など減収要因は他にもあるという前提の下、逸失利益はほとんど引き下げられる」(大城弁護士)

日本では、被害者側にも落ち度があったとする「過失相殺」という考えが重

視されることも、不祥事を起こした企業が「保護」されやすい理由だ。商品が納入された時点で、不良か否かの確認を厳格にしていれば、被害の拡大は防げた、といった発想だ。

「不法行為を抑止するため、損害額を大きく上回る賠償を求められる『懲罰的賠償制度』がある米国とは対照的」と多田弁護士は指摘する。

こうした無責任な取引先が増えている理由として、コンプライアンスに詳しい青山学院大学大学院の八田進二教授は「ここ数年、日本全体で加速しているモラル崩壊」を挙げる。

日経リサーチが全国約10万人を対象に実施している「コンプライアンス意識調査」によれば、「コンプライアンスより業績の向上を優先する傾向がある」と答えた人は、2014年の25.1%から16年には38.0%まで上昇した。「厄介な取引先は昔からあったが、名門と呼ばれた企業にまでその波が押し寄せているのは由々しき事態」と八田教授は強調する。

そんな状況にもかかわらず、「加害企業に優しく被害企業に厳しい」日本の裁判。法律だけに頼っている、真面目な企業は今後も不道德企業によって窮地に立たされることになりかねない。